令和元年9月吉日

事業主 様

東金労働基準協会

会長　今井 利彦

東金労働基準協会ご入会のお勧め

1. はじめに

当協会は、昭和22年「労働基準法」の施行とともに、東金労働基準監督署管内の事業場を構成会員として発足した自主的活動団体であります。

関係省庁である東金労働基準監督署と緊密な連携を図りながら、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「労働者災害補償保険法(労災保険)」はもとより労働関係法令の啓蒙普及に努めております。さらに労働条件の向上、労働災害の防止、それから労働者の健康保持増進、福祉の増進に努め、併せて企業(事業所)の健全な発展に寄与することを目的に活動しています。

事業者の皆様、この趣旨にご賛同いただき当協会に入会して、様々な講習会、説明会、セミナー、各種行事への参加など当協会をご活用いただき、貴事業場の安全管理・衛生管理、労務管理の充実を図って頂ければ幸いです。

また、昭和52年からは「労働保険事務組合」の認可を受け、会員事業場における労働保険に関する事務負担の軽減を図っております。(事務組合加入が必須条件ですが、事業主の特別加入も可能になります。) このような観点からも当協会への入会をご検討くださいますよう

２．当協会の主な事業概要

(1) 機関誌(協会報)の発行

東金労働基準協会報「東基協だより」(年2回)、千葉労働基準協会連合会報「千葉

労基連」(年9回)を発行し、会員に送付。その内容は、労務・安全・衛生管理に関す

る各種情報の伝達、諸法令や通達の解説、労務・安全・衛生の各種講習会の案内等であります。

(2) 講習会、研修会の開催(労働安全衛生法に準拠)

・新規採用者安全衛生教育　　　　 ・研削砥石交換等業務に係る特別教育

・玉掛け技能講習(学科・実技)　 ・職長等監督者安全衛生教育

・クレーン運転(5t未満)特別教育(学科・実技) ・安全衛生推進者養成講習

・労務管理研修会　・安全管理者選任時講習　 ・粉じん作業に係る特別教育

・有機溶剤作業主任者技能講習　　・リスクアセスメント実務担当者講習

・危険予知訓練(KYT)講習　　・監督署・職安各種届出関係実務講習

(3) 説明会の開催

全国労働安全週間(7月1日～7日)、全国労働衛生週間(10月1日～7日)に伴う実施要項説明会。東金労働基準監督署からの説明、関係団体からの情報提供。

(4) 健康診断事業

①全日本労働福祉協会、②千葉県民保健予防財団、③福生会斎藤労災病院と連携し、

会員事業所に対し斡旋しております。

(5) 労働問題相談センター

一億総活躍社会実現へ向けて大きく様変わりする我が国の労働環境、労働問題。

月2回(第1、第3水曜日)協会事務所にて開設。社会保険労務士が相談、助言に当たります。事業所、個人いずれも無料、内容については守秘義務により秘密厳守。

(6) 労働保険事務代行業務

労働保険料の申告・納付等に関する事務、特別加入の申告等に関する事務、雇用保険

の被保険者に関する届出等の事務、その他労働保険についての申請、届出、報告等の事務。

(7) その他

優良事業場・優良従業員の表彰、安全・衛生標語の表彰、優良事業場視察研修会、安全祈願祭など実施しております。

３．東金労働基準協会事務所の所在地

〒283-0802 東金市東金587-6 南総通運㈱旧本社ビル3階

☏ 0475-52-1061 📠 0475-52-0104

４．協会加入のメリット

(1) 労務管理の改善をはじめとする働き方改革に積極的に取り組んでいる姿勢を内外にアピールできる。

(2) 労働安全衛生法で規定された各種講習会、研修会を会員価格で受講できる。

(3) 法改正等の説明会、各種研修会に参加できる。

(4) 労働保険事務組合を運営し、中小事業主からの委託により労働保険の事務処理を代行します。

(5) 会報発行【東金労働基準協会「東基協だより」年2回、千葉労働基準強化連合会「千葉労基連」年9回】による情報提供。

(6) 各種労働問題に関する相談が無料で受けられる。《月2回(第1、第3水曜日)》

(7) 労働安全衛生法で定められている一般健康診断の斡旋。

５．金労働基準協会会則(抜粋)

第8条(入会手続) 本会に入会しようとする者は、別に定める様式によって所定の会費を添えて申し込むものとする。

第10条(会費) (1) 会員は、会費として別に定める会費(年額)基準の区分に従って毎年6月末日までに納付しなければならない。

(2) 会費は、年度途中において入会した場合は入会の年に限り入会の月より月割りとすることが出来る。

【会費基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 労働者数(人) | 会費(円) | 労働者数(人) | 会費(円) |
| 1～5 | 5,000 | 210～300 | 49,500 |
| ６～10 | 6,500 | 301～400 | 58,500 |
| 11～20 | 9,000 | 401～500 | 65,000 |
| 21～30 | 10,500 | 501～600 | 74,000 |
| 31～40 | 14,000 | 601～700 | 84,500 |
| 41～50 | 17,000 | 701～800 | 96,000 |
| 51～75 | 21,000 | 801～900 | 109,500 |
| 76～100 | 27,500 | 901～1000 | 125,000 |
| 101～200 | 39,000 | 1000～ | 130,000 |